

アンドフィット会員 規約

第1条(定義)

本施設の名称:& fit(アンドフィット)株式会社。(以下「本施設」と言います。)

第2条(運営)

本施設の運営・管理(会員資格、会費・会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はアンドフィット株式会社が行います。

第3条(目的)

本施設は、会員が本施設内を利用して心身の健康維持・増進を図り、会員相互の親睦を密にし、クオリティオブライフの向上を目的とします。

第4条(入会資格)

- (1)本施設に入会できる方は、会員種類の各要件を満たし、本施設は趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
- (2)妊娠している方、暴力団構成員、会員に支障を来す可能性がある方、その他本施設が不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第5条(会員の種類)

本施設の会員種類はレギュラー会員、レギュラーライト会員、プレミアム会員、サイクル会員の4種類です。

レギュラー会員、プレミアム会員は、20歳未満の会員は割引が適用されます。割引が適用されるのは満20歳になった当月までとします。各種目1日1回ずつのご利用になります。1日に同じ種目はご利用できません。身長145cm未満の方はご利用できません。

第6条(入会手続き)

本施設に入会する方は所定の入会手続きを行い、本施設の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。入会する本人が20歳未満の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本施設の免責につき同意するものとします。

第7条(入会金)

会員は、本施設の定める入会金を、所定の方法で本施設に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第8条(会員資格の喪失)

会員は、退会、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

第9条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、その会員資格を他に譲渡すること(相続を含みます。)はできません。

第10条(個人情報)

会員は入会時に個人情報を入力する必須項目があります。

本施設以外に情報漏洩は一切しません。

会員は、自己が本施設に提供した個人情報が正確であることを保証します。本施設は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる障害について一切責任を負いません。

第11条(30日パスポート)

30日パスポートは会員制ではなく、本施設のパスポートを購入して行うことができます。30日パスポートはプレミアム会員と同様のメニューを行うことができます。発行から30日間有効となります。パスポートを破損、紛失した場合は再発行料をいただきます。30日パスポートには専用ギアを貸し出します。破損、紛失した場合、専用ギアは買取とし、専用ギア代をお支払いいただきます。

第12条(スタジオプログラム)

スタジオプログラムは会員制ではなく、本施設のチケットを購入して行うことができます。スタジオプログラムは女性限定とさせ

ていただきます。有効期限は、発行日より2ヶ月とさせていただきます。チケットを破損、紛失した場合は再発行料をいただきます。

第13条(会員カード)

本施設は、会員に対して会員カードを貸与します。なお、会員が本施設は利用しようとするときは、会員カードを提示しなければなりません。スタジオプログラムのみの方は会員カードはありません。会員カードを破損、紛失した場合は再発行料をいただきます。

第14条(会費等の支払)

- (1)会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本施設が定めるものとします。(月会費は、会員が本施設の会員資格を有する限り、現実に本施設の施設を利用しない場合も支払い義務が発生します。)
- (2)プレミアム会員には入会時に専用ギアが支給されますが、破損、紛失した場合、専用ギアは買取とし、専用ギア代をお支払いいただきます。プレミアム会員へ入会后1年未満の会員種別変更・退会をおこなった場合でも、専用ギアは買取とし、専用ギア代をお支払いいただきます。

第15条(休 会)

会員は、前月の7日までに本施設に所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本施設の事務手続き上、7日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

一回の届出による休会期間は3ヶ月間までとし、休会費は本施設の定める金額とします。

第16条(会員種類の変更)

会員は、各月の1日～7日までに本施設に所定の変更届を提出することにより、当月から会員種類を変更することができます。7日を過ぎた場合は、当月の変更はできません。

第17条(退 会)

会員は、各月7日までに本施設に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。7日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本施設が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第18条(休 業)

原則として本施設が規定する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがあります。なお、休業に関しては事前に館内掲示・Web でお知らせします。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第19条(施設の廃止)

本施設は、次の事由により施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- (1)台風その他異常気象、風水火災害、地震近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障がある場合。
- (2)施設の改造または補修工事実施の場合。
- (3)法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった場合。
- (4)施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生した場合。
- (5)その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき場合。

第20条(会員の利用及び事故)

- (1)会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本施設の施設を利用するものとします。
- (2)本施設は、会員が本施設の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本施設の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の施設内外でのトラブルについても同様とします。
- (3)会員は限度を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、施設の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第21条(変更事項)

会員は、住所または連絡先等入会申込時の記入事項に変更のあった場合は速やかに本施設に届け出るものとします。

第22条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

- (1)暴力団関係者であることが判明した場合。
- (2)刺青、タトゥーがあることが判明した場合。
- (3)一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (4)過去に本施設より除名の通告を受けていたことが判明した場合。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、本施設が検討した結果、施設利用を認めることがあります。
- (5)その他、正常な施設利用ができないと本施設が判断した場合。
- (6)入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員(但し、本施設が特に認めた場合を除きます。)
- (7)入会申込時から一度も本施設に対し本人確認情報が提示されていない場合。
- (8)日本語による、意思疎通が出来ない場合。(日本語の理解、話すことが出来ない場合。)

第23条(利用の制限)

次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。

- (1)飲酒等により、正常な施設利用ができないと本施設が判断した場合。
- (2)集団感染するおそれのある疾病を有することが判明した場合。
- (3)医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明した場合。
- (4)妊娠されていることが判明した場合。
- (5)その他、正常な施設利用ができないと本施設が判断した場合。

第24条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

本施設は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、本施設が必要と判断した場合はこれらを変更することができます。

前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更する場合、本施設は、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第25条(会則の改定)

本施設は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、本施設は一ヶ月前までに告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第26条(告知方法)

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示とします。

第27条(駐車場)

本施設には専用駐車場がございません。本施設近郊に提携コインパーキング(香陵住販)がございますので、そちらをご利用ください。本施設ご利用時に1時間のサービス券をお渡し致します。提携のコインパーキング以外はサービス券をご利用いただけません。駐車場での事故等、駐車場が満車であった場合、本施設は一切責任を負いません。

第28条(附則)

本規約は2017年5月9日より施行します。

第29条(附則2017年10月3日)

本規約の変更は2017年10月3日より施行します。

名称及び所在地

名 称: アンドフィット株式会社

住 所: 茨城県水戸市城南1-4-7

第5プリンスビル1階